様式第2号（第4条関係）

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市教育委員会

校区外就学許可（不許可）通知書

　　　　年　　月　　日付けの校区外就学許可申請について、下記のとおり決定しましたので、丸亀市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定に関する規則第４条の規定により通知します。

記

１　指定変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童生徒 | 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 住所 | 丸亀市　　　　町 |
| 前住所（住所に異動があった場合）　　　　　 | 丸亀市　　　　町 |
| 就学すべき学校名 | 丸亀市立　　　　小学校・中学校 |
| 就学を希望する学校名及び学年 | 丸亀市立　　　　小学校・中学校（第　　学年） |
| 校区外就学許可理由 |  |
| 校区外就学許可期間 | 　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで |
| 備考 | 校区外就学許可理由が消滅する場合は、事前に教育委員会に届け出ること。 |

２　不許可

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |  |

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市教育委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。